

北洋銀行広告規約

株式会社北洋銀行

1. (目的)

『北洋銀行広告規約』(以下「本規約」という。)は、株式会社北洋銀行(以下「当行」という。)が取り扱う広告に関連するサービス(以下「本サービス」という。)の利用を申し込む者(以下「申込者」という。)と当行との間の本サービスに関する権利義務関係を定めることを目的とし、申込者は本規約に同意のうえ広告掲載を申し込むものとする。

2. (申込者と当行との関係)

(1) 当行は、申込者に対し、本サービスを提供し、申込者は、当該本サービス利用の対価として当行に広告料金を支払う。

(2) 申込者は、代理店(メディアレップを含む。以下同じ。)として自己の顧客(本サービスの提供を受ける広告主をいう。以下同じ。)のために本サービスを申し込む場合、顧客のために自己の名で本サービスを申し込むための正当な権限を有することを保証し、本規約を顧客に遵守させ、顧客による本規約の違反については顧客に連帯して責任を負う。

3. (申し込み)

(1) 申込者は、本サービスの利用を希望する場合、当行が指定する形式に従い、必要事項を明記のうえ、本サービスの申し込みを行う。

(2) 当行は、前項に定める申し込みを受領後、申込者による本サービスの利用の可否を審査し、その結果を申込者に対して当行所定の方法で通知する。当行は、前項に定める申し込みの不備があった場合、申込者に対して、当該不備を修正のうえ再申し込みを行うよう求めることができるものとし、申込者は、速やかにこれに従う。

(3) 前記(1)に定める申し込みに対し、当行が承諾をした時点で、申込者と当行との間で個別の契約(以下「個別契約」といい、本規約と個別契約を総称して「本契約」という。)が成立する。個別契約において本規約と異なる定めをした場合には、当該個別契約の規定を優先して適用する。

4. (広告掲載基準等)

(1) 申込者は、本サービスを利用するにあたり、当行の定める広告掲載基準、その他当行から提示された規定(以下総称して「広告掲載基準等」という。)が遵守されていることを、表明し、保証する。申込者は、広告掲載基準等の遵守を保証する証拠の提出を当行から求められた場合、速やかに証拠を当行に提出する。

(2) 当行は、広告原稿、掲載にかかる広告または広告の誘導先にあたるウェブサイト（以下総称して「広告等」という。）が広告掲載基準等または本契約の各条項に反すると判断した場合、事前に申込者に通知して本サービスの提供を中断、停止もしくは中止することができる。この場合、当行は、申込者が被った損害について一切責任を負わない。

(3) 当行は、所定の方法により申込者が最新の広告掲載基準等を参照できるようにするものとし、申込者は、自己の責任において広告掲載基準等を確認する。

5. (原稿の入稿および修正)

(1) 申込者は、広告掲載基準等に定める入稿締切日までに、当行が指定する方法により、広告原稿、または放映データを当行に入稿する。

当行は、広告原稿、または放映データが広告掲載基準等に反しているまたは反しているおそれがあると当行が合理的に判断する場合、申込者に対し、広告原稿、または放映データの修正または再入稿を求めることができるものとし、申込者は、速やかにこれに応じる。なお、当行が修正または再入稿を求めないことをもって、広告原稿、または放映データの内容が広告掲載基準等に反しないことを保証するものではない。

6. (保証)

申込者は、広告の内容等その他本サービスに関して申込者が当行に提供する資料が適法なものであることおよび当行または第三者の権利を侵害しないことを表明し、保証する。

7. (支払い)

申込者は、当行が発行する請求書に従い、別途指定する銀行口座へ振り込む方法により、支払期限までに広告料金等を支払う。振込手数料は申込者の負担とする。

当行は、広告料金等の支払いに関する領収書の発行は行わないものとする。

(1) ターゲティング広告

- ・ターゲティング広告にかかる料金は、配信日をもって申込者に支払義務が生じるものとする。

(2) サイネージ広告

- ・サイネージ広告にかかる料金は、当行より通知された放映開始日をもって申込者に支払義務が生じるものとする。

- ・当行は、当該月の1ヵ月間における料金を確定させ、月末までに申込者に対し請求書を発行する。

- ・料金の算出は、1ヵ月単位で行うものとし、日割りでの計算は行わないものとする。

- ・ 広告主の都合により契約期間中に解約があった場合は、当該月の広告料は返金しません。

8. (問合せ対応および紛争解決)

申込者は、広告等の内容に関し、第三者から問い合わせまたはクレームを受けた場合、第三者との間で損害賠償請求その他紛争が生じた場合、あるいはそれらのおそれがある場合、直ちにその旨を当行に通知し、自己の責任と負担によりこれを解決する。この場合、申込者は、当行が被った一切の損害（紛争解決のために当行が負担した費用を含む。）を賠償する。ただし、当行の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

9. (譲渡禁止)

申込者は、当行の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づく権利、義務その他契約上の地位を第三者に譲渡しまたは担保に供してはならない。

10. (損害賠償)

申込者および当行は、本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する。ただし、当行が損害賠償責任を負う場合には、損害賠償の範囲は相手方が直接の結果として現実に被った通常生ずべき損害に限定され、間接損害、逸失利益、派生的および特別損害（当該損害の発生について予見可能性の有無を問わない。）については責任を負わず、その損害賠償額は、申込者から受領する広告料金等相当額を上限金額とする。

11. (本サービスの中断・停止等)

当行は、サーバー、サーバーネットワーク、ソフトウェア、デジタルサイネージ機器等（当行が利用する第三者のサーバーおよびソフトウェア等を含む。）の保守点検、メンテナンス等により本サービスの提供が不可能となった場合、申込者が被った損害について一切責任を負うことなく、本サービスの一部または全部の提供を一時中断、または停止することができる。

12. (秘密保持)

(1) 申込者および当行は、事前に相手方の書面による承諾を得なければ、本契約および個別契約の締結の事実並びに本契約および個別契約に関して知った相手方の秘密（商品・サービスに関する情報、ターゲット属性の条件、銀行データ等）を開示してはならない。

(2) 申込者および当行は、本契約および個別契約の履行に関与した第三者に対しても前項の義務を負わせなければならない。

(3) 次の各号の一に該当する業務上の情報は、前記(1)に規定する秘密に含まれないものとする。

- ・相手方からの提供を受ける前から保有していた情報。
- ・自己の責に帰することのできない事由により公知となった情報。
- ・正当に第三者から知得した情報。
- ・申込者または当行が成果物を利用することに伴い、必然的に公知となった情報。

13. (解除)

(1) 申込者または当行は、相手方に本契約および個別契約に違反する行為がある場合、相当の期間を定めてその是正を催告し、相手方がかかる違反を是正しない場合は、直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(2) 申込者または当行は、相手方に次の一にでも該当する事由が生じた場合には、催告することなしに直ちに本契約および個別契約を解約することができるものとする。

- ・仮差押、差押もしくは競売の申し立て、破産手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき。
- ・租税公課を滞納して保全差押を受けたとき。
- ・支払いを停止したとき、もしくは手形または小切手の不渡りを発生させたとき。
- ・手形交換所または電子債権記録機関その他金融機関等による取引停止処分があったとき。
- ・監督官庁による営業許可の取消し、営業停止の処分があったとき。
- ・信用に不安が生じ、または事業に重大な変化が生じたとき。
- ・本契約および個別契約に基づく債務の履行が困難と認められるとき。
- ・本契約および個別契約の履行に関し、役員、使用人もしくは代理人が不正の行為をしたとき。
- ・正常な取引を行えず、または正常な営業ができない事由が生じたとき。
- ・その他申込者の信用状態に不安が生じたと当行が総合的に判断した場合。

(3) 前項の解除は解除者の被解除者に対する損害賠償請求を妨げない。

(4) 申込者および当行は、前記(2)または後記15.(反社会的勢力の排除)により本契約を解除された場合、期限の利益を失い、その時点で相手方に対して有する債務をただちに弁済する。

14. (不可抗力)

申込者および当行は、天災地変、停電・通信回線の事故、インターネットインフラの不具合、ストライキ、テロ、戦争、疫病の蔓延もしくは交通機関の乱れ、その他自己の合理的な支配の及ばない事由により本契約に定める義務が履行できない場合、相手方に対する義務を免責される。

15. (反社会的勢力の排除)

(1) 申込者、当行は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要しないで本契約および個別契約の全部を解除できる。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）である場合。
- ・暴力団等でなくなった日から5年経過していない場合。
- ・代表者、責任者、または実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、または暴力団等への資金提供を行う等、密接な交際のある場合。
- ・自らまたは第三者を利用して、他方当事者に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または、関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。
- ・自らまたは第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。
- ・自らまたは第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれがある行為をした場合。
- ・自らまたは第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をした場合。

(2) 申込者および当行は前項の規定により本契約を解除した場合は、相手方に損害が生じても、これを一切賠償しない。

16. (協議等)

(1) 本契約および個別契約について定めのない事項および疑義のある事項は、両者協議して解決するものとする。

(2) 本契約および個別契約に関する一切の紛争については、当行（本店）の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

17. (通知)

(1) 申込者は、前記3.(1)に定める申し込みに際して、当行の求めに応じ、自己の会社名、所在地、電話番号、Eメールアドレス等の連絡先、その他当行が本契約に基づく取引において必要とする基本情報（以下「基本情報」という。）を当行に対し通知する。

(2) 申込者は、前項の基本情報に誤りまたは変更があった場合、速やかに当行に対し正確な情報を通知する。なお、申込者が当該通知を怠ったことにより、本サービスの提供ができなかった場合および申込者に損害が生じた場合であっても、当行は責任を負わない。

18. (効力)

本契約終了後も前記 8. (問合せ対応および紛争解決)、9. (譲渡禁止)、10. (損害賠償)、11. (本サービスの中断・停止等)、12. (秘密保持) および 16. (協議等) の規定は、申込者と当行を拘束する。

19. (規約の変更)

当行は、法令の定めにしたがい、申込者の利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、申込者の契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規約を変更することができる。

以 上

(2024 年 12 月 5 日現在)